## 不利益処分基準(公表用)

様式第4号

法令名 社会福祉法 法令の番号 昭和26年法律第45号 昭和26年法律第45号 根拠条項 第71条 社会福祉法第65条に基づき佐賀県が条例で定めた社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低基準に適合しないと認められる場合に、当該社会福祉施設を経営する者に対して最低基準に適合するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

分基

文	拉	1	聴聞の実施	処理	障害福祉課	交付	障害福祉課	目次	
Z	公分	2	弁明の機会の付与	機関		機関		NO	